

「渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針」と「渋谷駅中心地区デザイン会議」について

○特定区域景観形成指針について

(東京都景観計画との関係)

①これまで

東京都景観計画に基づき、都市計画等手続きに入る前の早い段階から、東京都が事前協議を行い誘導してきた。



②東京都景観計画の変更 (平成23年4月1日)

特例として、複数の建築計画を一体的に景観形成を図るための仕組みとして、「特定区域景観形成指針」が創設された。



③認定の申入れ (平成23年4月7日)

「特定区域景観形成指針」の認定を受けるために、渋谷区から東京都に認定の申入れを行った。



④「特定区域景観形成指針」の認定 (平成23年8月4日)

渋谷区は、東京都から「渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針」の認定を受けた。



⑤これから

「デザイン会議」により、新たに東京都景観計画に定められた指針に基づき、渋谷区が主体的に景観形成を誘導していく。

○デザイン会議の目的

①「まちづくり指針2010」に沿ったまちづくりの実現

② 渋谷らしさを強化する

～広場・坂・路面店を活かした“渋谷らしさ”をもった景観形成～

大規模建築物等及び都市基盤施設(広場・道路等)の景観・デザインの質的向上を目指す。

これらを実施する為、デザイン会議で確認を行うとともに、周辺地域との調和・連携について指導・助言・調整を行う。



渋谷駅中心地区まちづくり指針
2010



東京都景観計画
特定区域景観形成指針

上記2つの指針に基づきデザイン会議を運営していきます。